「地域社会と学生のために」 長野大学に自由と民主主義を

私たちは、田中教授の裁判 がそのための力になることを 願っています。

### 田中教授の裁判を支援する会 長野大学

002 No. 2023. 12. 22 発行責任者 連絡先

## 発行 鳥毛道夫 上田市上田原1142-7 上小労連内 26-2772 2023年12月現在、 会員と署名の拡大について

ます。また、身近な方々 田中教授を物心両面から への入会のお誘いをお願 皆さんの加入をお願いし 支えていくため、多くの 会員は60名です。原告の 田中裁判を支援する会の

県内各地はもとより全国 ご協力いただきました。 上田市だけでなく、長野 月の間で多くの皆さんに 筆となっています。数か いいたします。 る請願署名の数は865 また、裁判所に提出す

の拡大への協力をお願い ていくために今後も署名 を示し、裁判所を動かし 市民が支持していること と主張の正当性を多くの います。田中教授の行動 から署名が集まってきて

# 田中裁判報告集会1月18日開催

判を重ね、争点も具体的 12月22日までに8回の公 の方向性を確認する報告 024年1月18日 (木) のかについて、話し合っ の運動をどう進めていく では、弁護団の山下潤弁 集会を開催します。集会 後の見通しを共有し運動 に、田中裁判の現状と今 援する会では、年明け2 に絞られてきました。支 たのか、今後支援する会 裁判で何が明らかになっ 護士から報告をいただき 本人の話も交えながら、 ます。そのご、田中教授 田中教授の裁判は23年

# 第3回田中裁判報告集会」:

1 月 18 日 (木) 18時~19時30分

勤労者福祉センター第一会議室

# 田中裁判に関わって思うこと

### 大村 忠嗣

(ピースアクションうえだ)

け、しかもその処分の ようとする者が処分を受 部について労基法違反が 大学内の不正を追及し のような労基法違反の処 分が出たのか?」という 正についてのみ「なぜそ あり修正をした。その修

ていければと考えていま

として、疑惑の一つ一つ

答は全くありませんでし についても納得のいく回

た。裁判はこれからも続

うと思う。 明らかにするのが良かろ 鵜呑みにするな」と言う う。「事実でないことを 是正勧告も起きないだろ なら、すべてを具体的に な不当な処分も労基所の い。それならばこのよう 開いた口がふさがらな

> の会では再質問をしたり、 思います。今後、私たち

る輪が広がってほしいと 臨んだ田中先生を応援す

市民の皆さんとつながっ

ていける集会やイベント

などを企画したいと考え

の輪は広がるだろう。 たりしているようだが、 の返事が来なかったり、

判で係争中」を理由に答 学平井理事長は「田中裁 の質問に対して、長野大 えていない。 趣旨のピースアクション

ないことを鵜呑みにされ 運営しています。事実で らその公表が「裁判に影 ません。」とし、もっぱ らかにする予定はござい と締めくくっている。 ないようにお願いします。 をしている。そして、 もたらすから」との説明 響し、当事者に不利益を で市民の皆様に情報を明 係法令を遵守して適切に 「当法人の理事会は、関 そのうえで、「法廷外 聞くところでは大学側

が。時間がたつほど支援 に臨むべき」と思うのだ に時間を作ってでも公判 れば、正々堂々と積極的 が期日に向けて日程調整 大学側は「やましくなけ 毎回長い準備期間を求め

明をしてほしい」と要請

文を出しました。しかし,

「説明する予定はない」

ました。田中先生が大切 を知り,長野大学でも同 を考える会」でも、大学 不尽さに「上田市の教育 こそ、数々の疑惑につい じようなことが起こって ングで 田中裁判のこと が失われてきていること 学が法人化され、政府に なのできちんと市民に説 側に「大事な地域の大学 が懲戒処分。あまりの理 ての調査を依頼した結果 に思っている大学だから いることを知り大変驚き 知りました。このタイミ ブックレット)を読んで 立大学』(駒込武編岩波 を、『私物化される国公 で自由な意見を言える場 私物化が始まり、民主的 よる介入によって大学の はじめに,今国公立大

> とで、一生懸命学んでい を市民の皆さんが知るこ

私たち市民がこの事態を きますが、一番の問題は、

知らないことです。長野

大学で起こっている<br />
こと

る学生や支えている先生

方,勇気を持って裁判に

## 四苦八苦

たが、大学のことは良 たので署名のお願いを く分からない。ああで いう声もあり、説明し したんじゃないの」と した。「何か悪いこと 数人の集まりがあっ

もない、こうでもない も話題になった。 市のことや議会のこと と議論するうちに上田

でも大学が市民に報告 沸騰の時。たとえ少額 し謝罪しないのはおか 時あたかも裏金問題

# 義と誠実さを貫くことの大切さ

り、皆様には、心より感 命に頑張っています。 身も裁判に勝つために懸 尽さを感じながらも私自 大学側の主張には、理不 ゆっくりと進んでいます おり、裁判自体は非常に 月に1回の開催となって 裁判自体は2か月や3か 謝申し上げます。現在、 私の裁判のご支援を賜

のは、その活動の一環だ 長野大学を提訴している されているなど、とても と考えています。 て頑張っています。私が ため」に歯を食いしばっ をしっかりと教育をする い状況になっています。 高等教育機関とは思えな 物化が疑われる行為がな 部の者により強権的な私 **職員は、その中で「学生** しかし、長野大学の教 現在の長野大学は、

こうした困難な状況の が、12月の臨時国会で議 国=文科省の意向に沿っ うものです。これにより、 科学大臣が承認する委員 設置し、その会議は文部 決・成立しました。主な によって構成されるとい 規模国立大学の学長の上 改正点は、指定された大 て、大学の重要事項や予 に、「運営方針会議」を

ざるを得ない状況になり 学への働きかけによって、 裁判の支援に加えて、大 長野大学の理事長が認め れる問題があったことを 長野大学内で不正と思わ

員と、これを支える市民 の問題に立ち向かう教職 成果の一つとなりました。 皆様のお力による大きな ました。これは支援者の このことからも長野大学

> 域の若者を育てる真の教 の姿勢は、長野大学を地 信じています。 復させることができると 育機関としての役割を回

うお願い申し上げます。 皆様から教えていただい なるご支援を賜りますよ ていると考えています。 大切さを<br />
改めて<br />
支援者の 義と誠実さを貫くことの 今後とも、皆様の絶大 この訴訟を通して、正

# 投稿 「知は力」じゃなくて「知と力」について

がどんな力に」という疑 ことがある。「どんな知 ということになった。こ 結局は「もっと勉強しろ」 れみんなあるように思う。 んな経験は多かれ少なか しかし、最近疑問に思う 「知は力」と教えられ、

透してきているように思 のではないか。そんな力 が野蛮な力になっている 広がり、社会を支配し、 が、政治や経済の世界に 福祉や学問の世界にも浸 先の利益を獲得する知恵 結論を先に言うと、目

大学の国家統制を先取りする長野大学

せなくてはできないが、 豊かな発展は力を合わ

財産として自由で民主的 くなどなど。 かつ公正な運営が求めら 大学は、<br />
地域社会の共有 大学、特に地域の公立

強め、各大学の学問の自

由と教育の自由をさらに

家による大学統制を一層

失わせるものです。

いま、長野大学で起き

れます。

国立大学法人法改正案

です。この法改正は、国

然という者が現れる。 を痛感する。 ら外れたところで恐ろし で略奪すればいい。 い状態になっていること 基礎的学問などは無駄。 社会の発展という道か

ないときく。

無ければ議会での議論も

と思う。地方自治、

の自治などだ。 しかし、これが実に危

目先の利益の獲得は単純 などおよそ眼中にはない トする。労働力の再生産 「老人は死ね」などと公 賃金をコストとみてカッ ういのだ。 だ。が、市民への報告も 思うし、上田市を設置者 があった。額の多寡を問 わず大きな問題だと誰も とする公立大学でのこと

長大でお金の不正使用

ならず、そのための対策 場と言えるもので、だか 開の場での議論が必要な てはならない。だから公 のだが、それがない。 はより確かなものでなく 不正は二度とあっては 大学は未来への希望の

## 目治は砦

きる力は「自治」にある こうした事態に対抗で

らこそちゃんとして欲し

いと市民は思う。

援を通じ、上 学のあり方を 記のような大 ないと感じて なければなら ただしていか きました。何だろ うと開くと署名用 のものでした。 紙と共にお金が。

トップダウンを強化する。

ための意向投票を廃止し、 全学教授会や学長選考の

不正に対して調査を訴え

た者を処分する。処分さ

います。

# 嬉しいお知ら

現役学生や先輩 長大卒業生から

## に書留が送られて 事務局メンバー

のではないでしょうか? 先取りしていると言える

正がめざす大学づくりを ている事態は、この法改

田中裁判の支

私たちは、

前ですし、何の関 心を持つのは当た 様々な出来事に関

も心強く強く感謝の念に だけていることは、とて からの絶大な支援をいた 中で、多くの市民の皆様

たえません。皆様には、

にも拡大していく見通し 学や公立大学、私立大学

ば教職員にかん口令を敷

れた教員が裁判に訴えれ

範囲は今後ほかの国立大 になります。その指定の 算決算が決められること

たちの中に関心が どとなっているよ ら。大学の中での じゃありませんか うですが。子ども 話しちゃならんな 大学では、学生に 高まっています。 心配です はむしろ ないよう ね であって 心も持た